

# 平成 27 年度 第 2 回 服務研修記録

平成 27 年 5 月 14 日

1 日 時 平成 27 年 5 月 14 日 (木)

2 場 所 職員室

3 内 容

- 懲戒処分の指針について

4 資料

- 「懲戒処分の指針」 広島県教育委員会
- 新聞記事

5 まとめ

- 飲酒運転, 体罰, セクハラ等だけでなく, 一般服務関係の無断欠勤, 遅刻, 早退なども懲戒処分になる。
- 個人情報の管理, 噂話でも外部でしないように気を付ける。
- 学級費などの公金の取り扱い方うときにも正しい手続きを踏む。
- コンピューターの不適正利用
- 公務外での非行行為
- 管理職の指導の不適正

など, 「懲戒処分の指針」を読み合わせた。